

破産手続終結による破産者の 財産管理処分権の回復について

——免責不許可決定が財産管理処分権回復に及ぼす影響——

中 島 弘 雅*

目 次

- I はじめに
- II 前提となる破産事件・免責許可申立事件の経過
 - 1 破産に至った経緯
 - 2 免責許可申立事件の経緯と免責不許可事由
 - 3 免責不許可決定
- III 破産手続終結と破産者の財産管理処分権の回復
 - 1 問題の確認
 - 2 破産財団帰属財産の範囲と破産管財人の管理処分権
 - 3 破産管財人が破産財団から放棄した財産の処遇
 - 4 破産手続終結決定と破産者の財産管理処分権との関係
- IV おわりに

I はじめに

個人債務者が破産手続開始決定を受け、裁判所によって破産管財人が選任されると、破産者が破産手続開始時に有していた財産（日本国内にあるかどうかは問わない）は、原則として、破産財団を構成し（破産法34条1項）、破産財団に属する財産の管理処分権は、破産管財人に帰属する（破産法78条）。しかし、破産手続が進行し終結決定（破産法220条）がなされると、破

* なかじま・ひろまさ 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

産者は財産管理処分権を回復し、反対に破産管財人の管理処分権は消滅すると解されている¹⁾。従って、元破産者が、破産手続終結後、新たに取得した財産についてはもちろんのこと、破産財団に属する財産で、破産管財人が配当原資にしなかった残余財産についても、破産手続終結後は、元破産者は管理処分権を回復するのが原則である。

しかし、元破産者が、財産を隠匿する等、破産管財人による破産手続の進行に極めて非協力的で、破産法上、破産者に課された説明義務や(重要)財産開示義務(破産法40条・41条)等を果たさず、それがために免責不許可決定を受けたような場合であっても、破産手続終結決定がなされると、残余財産について、元破産者の管理処分権は一律に回復するのであろうか。それとも、管理処分権が回復しない場合があるのであろうか。

筆者が、かかる問題に関心をもつに至ったのは、破産法上の重大な義務違反等を理由に免責不許可となった元破産者が、破産管財人にその存在を知らせていなかった(破産手続開始前に原因がある)損害賠償請求権を、破産手続終結後に行使して訴えを提起してきた場合に、その元破産者が当該請求権を行使できるか否か、換言すると、その者が当該訴訟において原告適格を有するか否かが争点となった事件に関して、当該事件の被告側代理人から、意見を求められたのがきっかけである。

この損害賠償請求訴訟は、日本人である元破産者が、カナダ在住のカナダ人らを被告として、カナダ・ブリティッシュ・コロンビア州裁判所に提起したものであった。以下では、まず最初に、どのような経緯で、カナダ

1) 岡村玄治『破産法要義』(1954年, 明玄書房) 201頁, 加藤正治『新訂増補破産法要論』(1957年, 有斐閣) 401頁, 小野木常『破産法概論』(1957年, 酒井書店) 202頁・204頁, 山木戸克己『破産法』(1974年, 青林書院新社) 260頁, 林屋礼二=上田徹一郎=福永有利『破産法』(1993年, 青林書院) 267頁 [上田徹一郎], 青山善充=伊藤眞=井上治典=福永有利『破産法概説〔新版増補2版〕』(2001年, 有斐閣) 219頁 [井上治典], 加藤哲夫『破産法〔第6版〕』(2012年, 弘文堂) 370頁, 伊藤眞『破産法・民事再生法』(2014年, 有斐閣) 690頁, 伊藤眞ほか『条解破産法〔第2版〕』(2014年, 弘文堂) 1463頁, 中島弘雅『体系倒産法Ⅰ〔破産・特別清算〕』(2007年, 中央経済社) 482頁など。

の州裁判所において、わが国の破産法の解釈に関わる上記の争点がクローズ・アップされるに至ったのか、その事件の経過を紹介することからはじめたい。

Ⅱ 前提となる破産事件・免責許可申立事件の経過

1 破産に至った経緯

この訴訟の原告は、日本国F県F市に住所を有する日本人である。以下では、この原告をXと呼ぶ。

Xの免責不許可決定（書）によれば、Xが、F地方裁判所で2002（平成14）年1月31日に破産宣告（破産手続開始決定）²⁾、さらには2009（平成21）年9月1日に免責不許可決定を受けるに至った経緯は、以下の通りである。

(1) Xは、株式会社Qおよびその関連会社において代表取締役の地位にあり、上記各社からなる企業グループ（以下、Q社グループという）の主宰者で、その経営権を掌握していた。Q社グループは、X主導の下、NTT株を中心とする有価証券投資、経営するホテルの改修および海外への不動産投資等を積極的に行っていたが、その原資は、主にM銀行（都市銀行）等をはじめとする金融機関からの多額の借入金に依存していたため、その金利負担がQ社グループ全体の資金繰りを圧迫するようになった。また、Q社グループでは、株価下落等による株式投資の失敗や海外への不動産投資の失敗により、大幅な損失を計上するようになり、これらの要因から、1992（平成4）年4月には、Q社のM銀行に対する債務が履行遅滞に陥り、同年6月頃には、Q社グループ全体としてM銀行への借入金の返済が滞るようになった。

2) Xの破産事件は、旧破産法下の事件であるため、Xは、破産手続開始決定ではなく、破産宣告を受けている。ただし、本稿では、本来、破産宣告とすべきところを、破産手続開始決定と読み替えている箇所もある。このことを、諒とされたい。

(2) そのため、M銀行は、Q社グループとの間で、延滞解消のための交渉を開始したが、交渉は進展せず、1996(平成8)年頃からは、双方の代理人弁護士立会いの下で、グループ全体の借入金の返済方法等について交渉が行われた。交渉では、主にQ社グループの資産を売却し、その売却代金を返済原資とする返済方法等が話し合われたが、最終的な合意には至らなかった。また、交渉過程では、1999(平成11)年1月頃、Q社グループの代理人弁護士からM銀行に対し、同グループの資産を売却して一定額を弁済するので、残額を放棄してほしい旨の申入れがなされたが、具体的な額は示されず、それ以上の進展はなかった。

(3) そうした中、Xは、1998(平成10)年2月および同年12月、Q社グループの資産(Q社の関連会社がM銀行等からの借入金を原資として、Q社の別の関連会社が取得したアメリカ・ニューヨーク市所在のビル〔以下、ニューヨークビルという〕)を、M銀行ら債権者に無断で売却したが、その売却代金は、Q社グループの借入金の返済には充てられず、その一部は、バハマ連邦で設立されたWB社(その代表者はXの知人であるカナダ人弁護士)に対する投資資金に流用された。WB社は、その後、多額の資金を投じてQ社グループ関連の不動産を取得した。

(4) そこでM銀行は、2001(平成13)年5月15日、Xがすでに支払不能状態にあり、かつ財産散逸等のおそれがあるとして、Xにつき破産宣告(破産手続開始決定)および破産宣告前の保全処分の各申立てをした。そして、同年7月3日、弁済および担保提供禁止、金員の借入れならびに財産の譲渡等を禁止する旨の保全処分(旧破産法155条〔現破産法28条〕)が発令され、2002年1月31日午前10時、破産宣告(破産手続開始決定)がなされ、破産管財人としてT弁護士が選任された。債権調査手続を経たXに対する破産債権の確定債権額は、約514億950万円であり、その大部分はQ社グループ各社に対するXの連帯保証債務である。

(5) Xの破産手続において、破産管財人によるXの内外の資産調査が行われたが、後に詳しく述べるように、Xは裁判所や破産管財人から財産状

況や投資活動の実態について説明を求められても、説明義務を尽くさなかつたり虚偽の説明をするなど、一貫して非協力的な態度をとったため、資産調査はうまくいかなかった。そのため、2007（平成19）年7月9日、破産管財人から裁判所に対し、ハワイ・ホノルル市所在のコンドミニアムを除き、Xの在外資産については、仮にあるとしても調査・確定が困難であるとして、ハワイ所在のコンドミニアムを除くXの在外資産について放棄許可の申立てがなされ、裁判所は、同月11日、これを許可した（旧破産法197条12号〔現破産法78条2項12号〕参照）。Xの破産手続は、2009（平成21）年4月23日によりやく終結した。破産管財人がXの資産を換価処分して得た配当総額は、わずか約1億2566万円にとどまり、破産債権者への配当率は、0.244パーセントであった。

2 免責許可申立事件の経緯と免責不許可事由

Xは、破産手続終結の翌月2009（平成21）年5月21日、破産裁判所に免責の申立てをした。しかし、裁判所は、Xには、旧破産法366条ノ9（現破産法252条1項）各号所定の免責不許可事由、すなわち、① 財産隠匿行為等（旧破366条ノ9第1号、374条1号〔現破産法252条1項1号〕）、② 財産状態についての虚偽説明（旧破366条ノ9第3号後段〔現破産法252条1項8号〕）および説明義務違反（旧破366条ノ9第5号、153条〔現破産法252条1項11号・40条〕）、③ 破産宣告（破産手続開始決定）前の保全処分に違反する行為（旧破366条ノ9第5号、155条〔現破産法252条1項11号・28条〕）等の事由があると認定した。裁判所が認定したXの免責不許可事由は、具体的には次の通りである。

(1) 財産隠匿行為等について

① 外国資産および株式の不利益処分

Xは、1997（平成9）年10月にサンフランシスコ市所在のアパートを、1999年12月に同市所在の住宅を、さらに、2000（平成12）年6月にはニューヨーク市所在のペントハウスをそれぞれ売却したが、その売却代金

(前者85万1000米ドル, 後者360万米ドルの合計445万1000米ドル) について, 破産宣告(破産手続開始)前にすべて費消したと説明しながら, その用途を一切明らかにしていない。また, Xは, その父から相続したコカ・コーラ社の株式を1991(平成2)年12月に自己名義に書き換えた後, 増資等により32万7000株となった株式を, 1999(平成11)年6月までの間, 多数回にわたり売却しているが, その売却代金(少なくとも9億円)の用途についても, アルゼンチンでの投資に費消した旨説明するのみで, その詳細を一切明らかにしていない。

しかし, 1999年1月頃には, Q社グループからM銀行に対し, 債権の一部放棄の申入れがなされており, Q社グループは, 遅くともそれ以降の時点では実質的に支払不能状態にあり, また, Xも, その連帯保証人であったから, 同様に支払不能状態にあったというべきであり, そのような状況下で自己所有の資産を売却して, その売却代金を債権者への弁済資金に充てなければ, 債権者を害する結果となることを十分認識していたといえる。従って, Xが, 自己の所有するアメリカの不動産やコカ・コーラ株を売却し, それで得た売却代金を債権者への返済に充てず, 破産宣告(破産手続開始決定)までにすべて費消したとすれば, X自身がその具体的な用途を明らかにできない以上, 少なくともXが実質的に支払不能の状態に陥ったとみられる1999年1月以降の行為については, 破産財団に属すべき財産を債権者にとって不利益に処分したものとわがざるを得ず, Xの行為は, 旧破産法366条ノ9第1号・374条1号(現破産法252条1項1号)に該当する。

② 小型馬(ポニー)の隠匿行為

Xは, 破産宣告(破産手続開始決定)以前から, 趣味としていたポロ競技に使用する小型馬(ポニー)12頭を所有し, 関連会社所有の土地の敷地内で, 同社の従業員に飼育をさせており, それは破産宣告後も続けられていたが, Xは, その事実を裁判所や破産管財人に申告せず, 上記事実は, 2002(平成14)年4月1日に上記小型馬が, 朽廃した木柵を壊して公道に出るという事件が発生したことにより判明したと認められるところ, その

売却代金が12万円と低額であるとしても、Xの上記行為は旧破産法366条ノ9第1号・374条1号（現破産法252条1項1号）所定の財産隠匿行為として免責不許可事由に該当する。

(2) 財産状態についての虚偽説明および説明義務違反について

① WB社の担保権設定原因についての虚偽説明

Xは、破産管財人に対し、自己の主要な資産にWB社の担保権が設定された原因について、WB社からQ社グループ全体で4億5000万円を借り入れた際に、担保として設定されたものである旨説明した。しかし、この4億5000万円は、Xらの共有に属する物件（不動産）等の売買代金として受領したものであり、XがWB社のために自己の財産を担保として設定したのではなく、Xの上記説明は財産状態についての虚偽説明に当たる。従って、その行為は旧破産法366条ノ9第3号後段（現破産法252条1項8号）の免責不許可事由に該当する。

② ニューヨークビルの売却代金のうち、Xが受領した750万米ドルの用途に関する説明義務違反

Xは、ニューヨークビルの売却代金約3550万米ドルのうち750万米ドルを同ビルの管理費立替金の返還名目で受領したものの、破産宣告（破産手続開始決定）までに費消した旨主張している。その用途につき、Xは、破産管財人に対し、当初は、①「アメリカでしていた借金の返済や遊興費等で費消した」旨説明していたが、その後、②「アルゼンチン国債への投資のため費消した」旨説明している。破産管財人Tは、Xの上記各説明の内容がいずれも断片的で曖昧なものである点について、「Xによる投資活動が場当たりの行われ、短期間で破綻したためであり、Xが意図的に事実を隠蔽しているわけではない」として、Xの上記説明態度は説明義務違反に当たらないと裁判所に報告している³⁾。

3) 破産管財人Tが作成し、2009（平成21）年5月8日に裁判所に提出した、Xに関する『免責調査についての報告書』8-9頁にかかる記述がある。

しかし、ニューヨークビルの売却が、Q社グループのM銀行に対する債務が履行遅滞に陥り、同銀行との間で借入金の返済に関する協議が行われていた最中に行われていること、当該売却代金のうちXが受領した金額は750万米ドルと極めて多額であること、Xは、日本国外における投資活動を組織的に行っていたことを自認していること等の事情を考慮すると、Xが、750万米ドルの用途に関し断片的で曖昧な説明しかできないこと自体極めて不自然である。また、Xの750万米ドルの用途に関する説明が、「アメリカでしていた借金の返済や遊興費等」から「アルゼンチン国債への投資」へと重要な部分で変遷した理由についても、「Xによる投資活動が場当たり的に行われ、短期間で破綻したため」であるという理由では説明はつかず、その説明の変遷に合理的な理由は窺われない。従って、Xの上記行為は、説明義務違反または財産状態に関する虚偽説明に当たり、旧破産法366条ノ9第5号・153条（現破産法252条1項11号・40条）または同法366条ノ9第3号後段（現破産法252条1項8号）の免責不許可事由に該当する。

③ CS社に関する説明義務違反および虚偽陳述

CS社は、1998（平成10）年3月にXの100パーセント出資により設立された会社であり、ニューヨークビルの売却代金の一部は、一旦同社の銀行口座に入金されている。この事実は、Xの破産宣告（破産手続開始決定）から約3年が経過した2005（平成17）年頃になって、Q社の100パーセント子会社（更生会社）の更生管財人等の調査により明らかになったものであり、それまでXは、CS社の存在についてすら全く申告および説明をしていない。この点につき、Xは、自ら進んで説明しなかつただけであり、説明義務違反には該当しない旨主張する。

しかし、Xの破産手続では、ニューヨークビルの売却代金の行方が債権者にとって最も重大な関心事であり、破産管財人による資産調査の重要部分を占めていたことは明らかであり、そのことはXも十分認識していたと考えられること、CS社の銀行口座においては、1998（平成10）年頃、ニューヨークビルの売却代金も含め1000万米ドルを超える極めて高額の入

出金が行われていること、CS社はXが100パーセント出資して設立した会社であり、しかも、Xは、破産宣告後の2002（平成14）年11月28日時点においても、CS社の役員であったこと等の事情からすれば、XがCS社の存在を失念していたとはおよそ考え難い。また、このことに、Xが2005（平成17）年1月15日実施の（免責審理のための）審尋期日に、CS社の存在を認め、同社の銀行口座の調査に協力することを了承しながら、X作成の上記調査に関する委任状に不備があり、再度委任状を作成する必要が生じた際、合理的な理由なくこれを拒否していることを併せ考慮すると、XがCS社の存在を「自ら進んで説明しなかつただけ」であったとは到底認められず、意図的に説明しなかつたと考えざるを得ず、Xには説明義務違反があったというべきである。従って、XがCS社の存在に関する説明義務を怠ったことは、旧破産法366条ノ9第5号・153条（現破産法252条1項11号・40条）所定の免責不許可事由に該当する。

④ コカ・コーラ株式の売却代金の使途に関する説明義務違反

Xは、前述の通り（(1)①参照）、コカ・コーラ株の売却代金の使途について、アルゼンチンでの投資のための資金として費消したと説明している。しかし、Xがコカ・コーラ株の売却によって取得した資金は少なくとも9億円に上るところ、そのような多額の資金を投じて行った投資活動について、Xは、投資は失敗しこれに投じた資金は雲散霧消したという説明に終始し、その投資活動の実態を全く明らかにしない。また、Xの上記説明を裏付ける資料も全く提出されていない上、当裁判所および破産管財人は、Xがコカ・コーラ株の売却を依頼したとする証券会社に対し、調査嘱託を実施するなどして取引内容を把握しようとしたが、証券会社からの回答は、いずれも「該当なし」とのことであり、具体的な資金の流れも一切不明のままである。これらのことは、当該投資に係る金額や時期に照らして明らかに不自然といわざるを得ない。以上の諸点を考慮すると、Xが、コカ・コーラ株の売却代金をアルゼンチンでの投資資金に流用したという事実自体を否定することはできないとしても、Xは、意図的にその使途に関

する説明を拒んだものと評価せざるを得ない。従って、Xには、旧破産法366条ノ9第5号・153条(現破産法252条1項11号・40条)所定の免責不許可事由がある。

⑤ N銀行の貸金庫内の財貨に関する説明義務違反

M銀行は、Xは、N銀行(地方銀行)のX名義の貸金庫内にコインや株券等を保管していたにもかかわらず、その事実を裁判所や破産管財人に説明していないとして、説明義務違反に該当する旨主張する。これに対しXは、それらの財産は、Xの父が自分が死亡した後の相続税の支払いのためにXに託していたものであり、K(Xの姉妹)の夫によって貸金庫に保管されていたものであるから、Xはそのことを忘れていたにすぎない旨主張する。

しかし、Xの上記主張を裏付ける客観的資料は見当たらない上、一件記録によれば、Xの父が1980(昭和55)年11月2日に死亡した後、1983(昭和58)年3月18日に、X、I(Xの兄弟)およびKら相続人間で遺産分割調停が成立しており、その中で、N銀行の貸金庫内の純金小判620枚はKが取得する旨明確に合意されていること、Kは、上記純金小判をXが経営するQ社の関連会社が保管しているものと考えて、1999(平成11)年頃、同社に対し上記小判の返還請求訴訟を提起していること、その後、Kは、上記訴えを取り下げた上、Xに対し改めて同様の訴訟を提起し、2002(平成14)年12月、これを認容する判決を受けたこと、上記貸金庫内にはこのほかに金延棒、指輪、宝石、F銀行およびN銀行の株券等、相当高価な資産が保管されていたことが認められる。これらの事実を総合すると、Xが上記貸金庫の存在を失念していたとはおよそ考え難く、Xには、上記貸金庫内の資産についての説明義務違反があるといわざるを得ない。従って、Xには、旧破産法366条ノ9第5号・153条(現破産法252条1項11号・40条)所定の免責不許可事由がある。

⑥ D産業に関する説明義務違反

D産業は、Xがその持分全部を有する〔旧〕有限会社であり、Xはその

唯一の取締役であったこと、同社は、F市東区に土地を所有し、同土地を倉庫会社に賃貸しており、月額30万円の賃料を得ていたこと、この賃料については、Xの破産手続開始後の2001（平成13）年8月以降、従来の口座への送金が停止されたこと、Xは、D産業の存在や上記事実を破産管財人に説明せず、上記事實は、破産管財人へ回付された郵便物により判明したことが認められる。Xが同社のオーナー兼取締役であり、毎月賃料を受領していたことに照らして、Xが上記事実を認識していなかったとは考えられない。従って、Xが説明義務に違反していることは明らかであり、旧破産法366条ノ9第5号・153条（現破産法252条1項11号・40条）の免責不許可事由に該当する。

（3）破産手続開始前の保全処分違反行為について

Xは、2001（平成13）年7月27日に、前記WB社から約1億2900万円を借り入れたこと、同年8月30日に同社から約950万円を借り入れたことが認められる。しかし、これらの行為は、Xに対し金員の借入れを禁じた本件保全処分（同年7月3日発令）に違反しており、旧破産法366条ノ9第5号・155条（現破産法252条1項11号・28条）の免責不許可事由に該当する。

3 免責不許可決定

裁判所は、Xには、上記のような数々の免責不許可事由が存在することを認定した上で、さらに、裁量免責の当否について検討を行い、Xを免責することは相当でないと結論づけた。裁量免責を認めない理由として、裁判所は、Xには決して軽微とはいえない免責不許可事由が複数存在する点を挙げている。すなわち、Xは、2(1)①で述べたように、自身やQ社グループが支払不能状態に陥っていることを認識しながら、アメリカ所在の不動産やコカ・コーラ株を売却して高額の金銭を得たが、その使途につき、Xは、破産宣告（破産手続開始決定）前にすべて費消してしまい、破産宣告時に存在する資産は全くないと説明するのみで、その金銭の使途に

については、破産管財人の調査によっても詳細は明らかとならなかった。しかし、破産管財人の調査が難航し、Xの財産状況や投資活動の実態が明らかとならなかった（ひいては破産債権者に対する配当率が0.244パーセントにとどまった）のは、Xの説明義務違反、非協力的な態度に原因があり、破産者の不誠実性は顕著であると指摘する。さらにまた、Xが、破産宣告前の保全処分に違反してWB社から合計2億円以上もの金員を借り入れたことは、本件破産手続を軽視するものであり、悪質であるとも述べている。

この2009（平成21）年9月1日付けの免責不許可決定に対して、Xは、2日後の9月3日に即時抗告をしたが、同月7日、即時抗告を取り下げている。

Ⅲ 破産手続終結と破産者の財産管理処分権の回復

1 問題の確認

以上の経緯で免責不許可決定を受けた元破産者Xが、2014（平成26）年4月に、カナダ在住のカナダ人Yらに対して有する（破産手続開始前の原因に基づく）損害賠償請求権を主張し、Yらを被告として、カナダ・ブリティッシュ・コロンビア州裁判所に提起したのが、本件訴訟事件である。この訴訟において、Xが本件損害賠償請求権を行使する権限を有するか否か、Xにこの訴訟の原告適格（standing）があるか否かが、ここで検討する問題である。前述のように、Xの破産手続の中で、破産管財人Tが、裁判所の許可を得て、Xの「在外資産」を破産財団から放棄していたため、本件損害賠償請求権が、この放棄の対象財産に含まれているか否かも、問題となる。Ⅱで述べた事実関係を前提として、以下、それらの問題を検討する。

2 破産財団帰属財産の範囲と破産管財人の管理処分権

(1) 破産財団に属する財産

周知のように、破産法34条1項は、「破産者が破産手続開始の時ににおいて有する一切の財産（日本国内にあるかどうかを問わない）は、破産財団とする。」と規定している。従って、破産手続開始時に破産者が有する財産であれば、原則として、すべてのものが破産財団に帰属する（例外については、後述(2)参照）。その財産が日本国内にあるものかどうかを問わない。そして、それらの財産についての「管理処分権」は、裁判所が選任した破産管財人に帰属する（破産法78条1項）。

不動産や動産はもちろんのこと、地上権（民法265条）、地役権（民法280条）等の用益物権や、抵当権（民法369条）、質権（民法295条）のような担保物権、債権、無体財産権などの法律上の権利、さらには、事実関係と呼ばれる暖簾（のれん）やノウハウなど、およそ財産的価値があり、破産債権者への配当原資となり得る財産は、すべて破産財団の帰属財産となる⁴⁾。

また、破産法34条2項は、請求権の破産財団帰属性につき、停止条件付き債権（民法127条1項）や期限付き債権（民法135条1項）のような、破産手続開始前の原因に基づいて破産者が行うことがある将来の請求権も、破産財団に帰属する旨を規定している。従って、破産手続開始前の原因に基づく請求権であれば、破産手続開始当時、破産者が未だ権利行使をしていない請求権はもちろんのこと、未だ損害が発生していない請求権であっても、破産管財人が管理処分権を有する、破産財団に帰属する財産に含まれ

4) 破産手続開始後に、財産的価値がないことが判明したものであっても（たとえば、アスベスト、PCB、土地汚染がある土地）、一般的に財産とみなされるものは、破産財団に組み入れられ、あとは権利放棄など破産管財人による処理（破産法78条2項12号）に委ねられる。もっとも、安易な放棄はなされるべきではなく、裁判所は、公益上の観点をも加味して放棄に対する許可の判断をなすべきである。竹下守夫編集代表『大コメンタール破産法』（2007年、青林書院）338頁〔田原睦夫〕参照。さらに詳しくは、全国倒産処理弁護士ネットワーク編『破産実務 Q&A 200問』（2012年、金融財政事情研究会）111頁〔長島良成〕、113頁〔進士肇〕、116頁〔長島〕参照。

る⁵⁾。従って、本件訴訟において、Xが、カナダ人Yらを相手に訴求している本件損害賠償請求権も、Xが破産手続開始決定を受けたときは、破産財団に帰属し、破産管財人Tが管理処分権を有する財産に当たる。

(2) 自由財産

ただし、破産手続開始時に破産者が有する財産であっても、破産手続開始後も引き続き破産者に管理処分権が認められる財産として「自由財産」があり、それには次のものが含まれる。

第1は、破産手続開始後に破産者が取得した財産(新得財産)である(破産法34条1項参照)。第2は、民事執行法上の差押禁止金銭(民事執行法131条3号, 民事執行法施行令1条)の1.5倍に相当する金銭(具体的には現金99万円)である(破産法34条3項1号)。第3は、民事執行法その他の特別法に基づく差押禁止財産(民事執行法131条)・差押禁止債権(民事執行法152条), および権利の性質上差押えの対象とならない動産・債権(たとえば, 慰謝料請求権)等である(破産法34条3項)。第4は、第1および第3の自由財産を裁判所が裁判でさらに拡張したものである(破産法34条4項)。そして、第5は、破産管財人が破産財団から放棄をした財産である(破産法78条2項12号)⁶⁾。

以上のうち、本件訴訟で問題となり得るのは、本件損害賠償請求権が、第5の破産管財人が破産財団から放棄をした財産に該当するか否かという点である。そこで、次に、この点を検討する。

3 破産管財人が破産財団から放棄した財産の処遇

(1) 破産法は、破産管財人が、破産財団帰属財産について、裁判所の許

5) 伊藤・前掲注(1)『破産法・民事再生法〔第3版〕』238-239頁, 伊藤ほか・前掲注(1)『条解破産法〔第2版〕』306頁, 中島・前掲注(1)128頁など。

6) 自由財産をめぐる諸問題については、伊藤・前掲注(1)『破産法・民事再生法〔第3版〕』240頁以下, 伊藤ほか・前掲注(1)『条解破産法〔第2版〕』310頁以下が詳しい。

可を得て、その権利を放棄することを許容している（破産法78条2項12号参照）。しかし、破産財団帰属財産を換価して配当原資を作り出していくのが、破産管財人の重要な職務の1つであるから、破産管財人による安易な放棄は許されない。仮に破産管財人が安易に権利放棄をして破産財団（ひいては破産債権者）に損害を与えたときは、破産管財人は善管注意義務違反の責任を問われ、破産債権者に対して損害賠償責任を負う（破産法85条1項・2項⁷⁾）。従って、破産管財人による権利放棄が許されるのは、放棄対象財産に換価価値がなく、換価費用の方が大きくコスト倒れになってしまう場合や、当該財産に破産手続に服さない別除権が設定されており、その換価によっても剰余部分が発生せず、かえって保有・管理のコスト（固定資産税の負担など）のみがかかるような場合、当該財産の換価が著しく困難な場合等に限られると解すべきである。そして、放棄された財産は、破産者の自由財産となるのが原則である⁸⁾。

(2) Xの破産手続でも、破産管財人Tが、裁判所の許可を得て、「在外資産」を破産財団から放棄している。放棄の理由は、破産管財人が、破産者Xに対してその財産状況や投資活動の実態について説明を求めても、一貫して非協力的な態度を取り続けたため、Xの在外資産については、ハワイ・ホノルル市所在のコンドミニアムを除き、これ以上の調査・確定が困難であるというものである。

そこで、問題は、本件損害賠償請求権が、ここにいう「在外資産」に該当するか否かという点である。確かに、本件請求権は、カナダに住所地の

7) 谷口安平『倒産処理法〔第2版〕』（1980年、筑摩書房）186頁は、賃借人が会社更生手続に入った場合において、更生管財人が賃貸借契約を解約してしまい、財産的価値の高い不動産賃借権を放棄したのと同様の結果を招いたときは、更生管財人の善管注意義務（現会社更生法80条）に反するというべきであろうと指摘している。このことは、破産管財人にも同様に当てはまる（中島・前掲注(1)101頁参照）。

8) 以上につき、竹下編集代表・前掲注(4)338頁〔田原〕、伊藤ほか・前掲注(1)『条解破産法〔第2版〕』636-637頁、山本和彦ほか『倒産法概説〔第2版補訂版〕』（2015年、弘文堂）553頁〔山本〕など参照。

あるカナダ人に対する請求権であり、当該財産(債権)の「所在地」は、債務者の住所地にあるものと扱うのが一般的であろうから、本件損害賠償請求権の「所在地」もカナダとなって、「在外資産」に該当し、破産者の自由財産と解される余地もないではない。

しかし、破産管財人が、破産財団帰属財産について放棄をするのは、当該財産に換価価値がなかったり、その換価が著しく困難であるからであり、当該財産がどのようなものであるかを破産管財人が把握・理解していることが、放棄の前提となる。しかるに、本件損害賠償請求権の存在は、破産者Xから破産管財人Tには一切知らされておらず、破産管財人としては、放棄の対象財産とは考えていなかったはずである⁹⁾。そうだとすると、本件損害賠償請求権は、破産管財人が放棄した「在外資産」には含まれておらず、今なお破産管財人に管理処分権が残っていると考えられる。また、仮に破産管財人が本件損害賠償請求権の存在を知らないまま放棄したとしても、破産管財人が、その存在を知っていれば、権利放棄をするはずはないから、破産管財人Tによる本件損害賠償請求権の放棄は、錯誤に基づいて行われたものとして無効と解される(民法95条参照)。裁判所に対する権利放棄の意思表示に錯誤があった場合に、民法の錯誤の規定の適用があるか否かについては議論があり得るが、最近では、民法の規定の訴訟行為への適用可能性を肯定する民訴学説¹⁰⁾が有力である。従って、かかる

9) Xの破産管財人Tが裁判所に提出したXの『在外資産放棄許可申請書』(2009年7月9日付け)を見ても、破産管財人としては、当時、ハワイのコンドミニアム以外には、Xが所有する在外資産についても、また、XがYらに対して有していた本件損害賠償請求権についても全く認識していなかったと考えられる。

10) 河野正憲『当事者行為の法的構造』(1988年、弘文堂)155頁、同『民事訴訟法』(2009年、有斐閣)285頁、中野貞一郎=松浦馨=鈴木正裕編『新民事訴訟法講義〔第2版補訂2版〕』(2008年、有斐閣)246頁[池田辰夫]、上田徹一郎『民事訴訟法〔第6版〕』(2009年、法学書院)301頁、新堂幸司『新民事訴訟法〔第5版〕』(2011年、弘文堂)350-351頁、兼子一原著・松浦馨ほか『条解民事訴訟法〔第2版〕』(2011年、弘文堂)911頁[竹下守夫]、伊藤眞『民事訴訟法〔第4版補訂版〕』(2014年、有斐閣)325-326頁、松本博之=上野泰男『民事訴訟法〔第8版〕』(2015年、弘文堂)137頁[松本]など。

見解によれば、破産管財人による権利放棄の意思表示は錯誤により無効と解されよう。

4 破産手続終結決定と破産者の財産管理処分権との関係

(1) 破産手続終結決定による破産者の財産管理処分権の回復

以上のように、Xが本件訴訟において訴求している損害賠償請求権は、Xの自由財産には属さず、破産管財人Tが管理処分をなすべき破産財団帰属財産に属すると解されるが、次の問題は、Xの破産手続が終結した場合に、本件損害賠償請求権が、再び元破産者Xの管理処分に服することになるのか、という点である。

破産財団に残余財産があった場合に、当該残余財産について管理処分権を有するのは誰か、という点に関するリーディング・ケースとして、最(2小)判平成5年6月25日(民集47巻6号4557頁)¹¹⁾がある。

この事件は、破産手続終結後も、破産会社を根抵当権の権利者とする登記が残っていた原告名義の不動産に関して、原告が、破産手続終結から15年後に、かつての破産会社の〔元〕破産管財人を相手に、根抵当権設定登記等の抹消登記手続請求訴訟を提起してきた場合につき、当該財産に対して破産管財人の管理処分権が今なお及んでおり、元破産管財人に当該訴訟における被告適格があるか否か、が争われた事案である。

本判決は、かかる事案において、次のように判示して、元破産管財人の当事者適格(被告適格)を否定した、すなわち、「破産手続が終結した後ににおける破産者の財産に関する訴訟については、当該財産が破産財団を構成

11) 本判決に関する評釈ないし解説として、滝澤孝臣『最高裁判例解説民事篇平成5年度』656頁、今中利昭・民商法雑誌110巻4・5号(1994年)896頁、野村秀敏・法学教室161号(1994年)116頁、佐藤鉄男・私法判例リマックス9号(1994年)150頁、三上成彦・法学研究67巻8号(1994年)143頁、中村雅麿・平成5年度重要判例解説〔ジュリスト1046号〕(1994年)155頁、佐賀義史・判例タイムズ882号〔平成6年度主要民事判例解説〕(1994年)288頁、加藤哲夫・判例評論444号〔判例時報1549号〕(1994年)50頁、同・倒産判例百選〔第5版〕(別冊ジュリスト216号)(2013年)202頁などがある。

し得るものであったとしても、破産管財人において、破産手続の過程で破産終結後に当該財産をもって〔旧〕破産法283条1項後段（現破産法215条1項後段）の規定する追加配当の対象とすることを予定し、又は予定すべき特段の事情がない限り、破産管財人に当事者適格はないと解するのが相当である。けだし、破産手続が終結した場合には、原則として破産者の財産に対する破産管財人の管理処分権は消滅し、以後、破産者が管理処分権を回復するところ、例えば、破産終結後、破産債権確定訴訟等で破産債権者が敗訴したため、当該債権者のために供託していた配当額を他の債権者に配当する必要が生じた場合、又は破産管財人が任務をけ怠したため、本来、破産手続の過程で行うべき配当を行うことができなかつた場合など、破産管財人において、当該財産をもって追加配当の対象とすることを予定し、又は予定すべき特段の事情があるときには、破産管財人の任務はいまだ終了していないので、当該財産に対する管理処分権も消滅しないというべきであるが、右の特段の事情がない限り、破産管財人の任務は終了し、したがって、破産者の財産に対する破産管財人の管理処分権も消滅すると解すべきであるからである」と判示している。これは、本判決が、破産管財人の任務は破産手続終結により終了し、破産管財人の財団帰属財産についての管理処分権もそれにより消滅するのが原則であるが、しかし、「特段の事情」が認められる場合には、破産管財人の管理処分権がなお残っていると解される場合があることを認めたものである。

(2) 破産手続終結後も破産者の管理処分権が回復しない場合

周知のように、最後配当の通知後に新たに財産が発見された場合につき、通説は、破産手続終結決定によって破産者の管理処分権が回復し、逆に、破産管財人の管理処分権は消滅するのであり、また、破産手続終結後に管財人の任務が残存するといっても、それは管財人が破産手続終結当時、現実に占有管理していた財産に限定するのが妥当であるから、仮に破産手続終結決定後に財産が発見されたとしても、破産管財人はそれを配当

原資とすることはできないと解している¹²⁾。しかし、これに対しては、破産手続開始時に破産者に帰属していた財産である限り、最後配当の通知後に発見された財産に限らず、破産手続終結決定後に発見された財産にも、破産管財人の管理処分権が及んでいるのであるから、追加配当の財源となると解すべきであるとする見解が有力に主張されている¹³⁾。しかし、前記最高裁平成5年判決は、基本的に前記通説と同様の立場に立つ。

もっとも、最高裁平成5年判決は、同時に、破産管財人になお管理処分権が残る「特段の事情」のある場合があることを認め、その例として、「破産終結後、破産債権確定訴訟等で破産債権者が敗訴したため、当該債権者のために供託していた配当額を他の債権者に配当する必要が生じた場合」と、「破産管財人が任務をけ怠したため、本来、破産手続の過程で行うべき配当を行うことができなかつた場合」の2つを挙げている。

最高裁平成5年判決の書きぶりを見る限り、この2つの例はあくまでも例示に過ぎないと解されるから、これ以外の、いったいどのような場合に、「特段の事情」が認められるか、とりわけ、Xの本件破産・免責不許可事件のように、免責不許可となった元破産者が、破産手続開始前の原因に基づく本件損害賠償請求権の存在を破産管財人に一切知らせることなく破産手続が進行し、その終結を待って、当該損害賠償請求権を行使してきた場合に、元破産者による権利行使を認めるべきか、それとも、この場合には、破産管財人に潜在的に管理処分権が残っていると解すべき「特段の事情」があるといえるかが問題となる。

確かに、破産手続終結時には、破産管財人の任務は基本的に終了していると解されるから、元破産者が残余財産について管理処分権を回復するの

12) 加藤正治・前掲注(1)405-406頁、山木戸・前掲注(1)261頁、谷口・前掲注(7)323頁、三上・前掲注(11)146頁、中島・前掲注(1)479頁など。

13) 雨宮眞也「破産手続終結後の残余財産の処理」駒沢大学法学論集14号（1976年）101頁以下、今中・前掲注(11)910頁、青山ほか・前掲注(1)221頁〔井上〕、大村雅彦『基礎講義破産法〔増補版〕』（2002年、青林書院）304頁、伊藤・前掲注(1)『破産法・民事再生法〔第3版〕』688頁、竹下編集代表・前掲注(4)902頁〔深沢茂之〕など。

は、当然のことものようにも思われる。しかしながら、破産法が、元破産者に破産手続終結による地位の回復を認めたのは、破産管財人が、本来期待された任務通りに破産手続を進行させたこと、および、破産者においても、破産法がその者に課している説明義務(破産法40条)、重要財産開示義務(同41条)その他の義務に違反することがなかったということが、その前提となっていると解される¹⁴⁾。従って、破産者が、当該残余財産の存在を破産管財人に一切知らせず、隠匿していたため、破産管財人がその財産を管理・処分できなかつた場合には、破産手続が終結したからといって、当該財産に対する元破産者の管理処分権は回復せず、その財産に対しては、破産管財人の潜在的な管理処分権が残っていると解すべきではなかろうか。そして、実は、比較的最近の東京地判平成24年5月16日(判時2196号98頁)も、元破産者が、自らの破産手続の進行中、破産管財人にその存在を隠していた特許権につき、破産手続(異時)廃止後に、その特許権侵害に基づく損害賠償請求訴訟を提起したという事案において、元破産者の「重要財産開示義務(破産法41条)の違反によって、本件破産管財人は、本件破産手続の過程において、本件特許権の換価やこれに基づく損害賠償請求権の行使の機会を失い、ひいては本来行うべき財団債権に対する弁済や破産債権に対する配当の機会を失ったというべきであるから、財団債権に対する弁済や破産債権に対する配当の対象とすることを予定すべき特段の事情があったと認めるのが相当である」として、本件訴訟においては、破産管財人が原告適格を有すると判示している¹⁵⁾。

(3) 結 論——本件損害賠償請求権の帰属主体

そこで、以上の考え方を踏まえ、Xが本件訴訟で訴求している損害賠償請求権について、誰が管理処分権を有しているかを検討すると、次のよう

14) このことにつき、滝澤・前掲注(11)669頁参照。

15) この判決の存在については、千葉大学法科大学院の杉本和士准教授にご教示いただいた。

な結論となる。

すなわち、Xには、II 2で詳しく述べたように、破産財団に属すべき外国資産および株式の（債権者に対する）不利益処分、小型馬（ポニー）の隠匿行為、WB社の担保権設定原因についての虚偽説明、ニューヨークビルの売却代金のうちXが受領した金銭の用途に関する説明義務違反、CS社（Xが100パーセント出資して設立した会社）に関する説明義務違反・虚偽陳述、コカ・コーラ株の売却代金の用途に関する説明義務違反、N銀行の貸金庫内の財貨に関する説明義務違反、D産業（Xが全持分を有する有限会社）に関する説明義務違反、破産宣告（破産手続開始決定）前の保全処分違反など、免責不許可事由に該当する数多くの破産法上の義務違反行為が認められる。本件訴訟でXが訴求している損害賠償請求権も、もし破産管財人がその存在を知っていれば、配当原資を増やすために当然に行使したはずの権利であり、破産管財人TがXの財産隠匿行為、重要財産開示義務違反行為によりその存在を知り得なかったために行使できなかった権利である。

このように、本件損害賠償請求権が、Xが破産管財人に隠匿していたために、破産管財人による権利行使ができなかった（妨げられていた）権利であるとすると、Xの破産手続が終結し、Xがその所有する財産についての管理処分権を一般的に回復したからといって、Xに本件損害賠償請求権について権利行使を認めるのは著しく不公正・不当であり、本件損害賠償請求権については、最高裁平成5年判決にいう「特段の事情」がある場合に該当し、今なお破産管財人に潜在的な管理処分権が残っていると解するのが妥当である。

IV おわりに

以上で見てきたように、元破産者Xが、カナダ在住のカナダ人Yらを被告として、カナダ・ブリティッシュ・コロンビア州裁判所に提起した本件

訴訟で訴求している損害賠償請求権は、破産手続終結後に、残余財産として残った財産と解される。従って、通常ならば、Xに管理処分権が戻り、Xによる権利行使が認められるべき権利である。しかし、本稿で縷々述べてきたように、本件損害賠償請求権は、Xが重要財産開示義務に違反して破産管財人に隠匿していたために、破産管財人が破産手続の中で行使しようにもできなかった権利であり、Xの破産手続が終結したからといって、Xによる権利行使を認めるのは不公正・不当であり、本件損害賠償請求権については、今なお破産管財人の潜在的な管理処分権が及んでいると解するのが妥当である。従って、元破産者Xは、本件請求権を行使することはできず、仮にXがこの請求権に基づき損害賠償請求訴訟を提起してきたとしても、Xに本件訴訟の原告適格(standing)はなく、訴えは却下を免れないと解すべきである。

ちなみに、筆者としては、上記のような結論に至ったことから、それを意見書としてまとめ、カナダ・ブリティッシュ・コロンビア州裁判所に提出すべく、本件訴訟事件のカナダ人被告(Yら)側代理人に送付した。それから約半年が過ぎた頃、被告側代理人から、訴訟手続がトライアル(trial:口頭弁論)に進む前のディスカバリー(discovery:証拠開示手続)の段階で、Xが本件訴訟を取り下げたとの報に接した。

【追記】 加波眞一教授と筆者との付き合いは、35年近くになる。加波教授は再審、筆者は会社関係訴訟および倒産法と、互いの研究対象は異なっていたが、唯一、2人が共同研究に従事したのは、現在の民事再生手続が制定されるまでわが国に存在した、和議手続の実施状況に関して全国各地で実態調査を行ったときである。その成果は、青山善充編『和議法の実証的研究』(1998年、商事法務研究会)に収められている。今回の筆者の論考も倒産(破産)法に関するものとなった。ただ、内容的には、全くもって覚書きの域を一步も出るものではなく、加波教授のご退職記念号にこのような未熟な小稿しか献呈できないのは、慚愧に耐えないが、筆者のお祝いの気持ちのみをお受け取りいただければ幸いである。